

鹿児島県山川町における村落構造

神田 嘉延

(1993年10月13日 受理)

The Village Community on Yamakawa-cho, Kagoshima Prefecture

Yoshinobu KANDA

はじめに

本稿では、山川町における村落構造を地区公民館との関連で明らかにするものである。山川町の地区公民館は区会制度、近世時代の行政村、大字を基本にして範囲が構成されている。一部の区会においては、近世時代の方限からの継承地域として、ひとつの集落が構成されている。

区会や大字には、複数の集落がその構成メンバーになっているが、地理的には、区会として大きな集落が集合しており、集落ごとに地理的な距離をもっているわけではない。したがって、集落単位よりも区会としてのまとまりが強くある。かつての大字単位に、共有財産をそれぞれの地区公民館単位で管理しており、また、地区公民館単位で地域の自治公民館の会費の徴収をしたり、地域の温泉やその他の事業活動を実施している。

自治公民館としての会計単位は、区である。即ち地区自治公民館である。その下の集落での活動は地区自治公民館の活動のひとつとしてくまれていく。

山川町の集落を単位にした「自治公民館」は県の自治公民館調査で69とされているが、集落に集会所をもっていないのは、実に52集落となっており、施設面からも自治公民館の機能がない。山川町には区立公民館が10館存在する。この区立公民館が本稿で中心的に扱う地区公民館である。それぞれに区としての自立性も強く、農政等の補助金行政も区の単位での投資が多く、区としてまとまって動いていく。

社会教育活動においては、町内全体の中央公民館の活動としてではなく、区立公民館を中心とした地域活動を中心としている。以上のように山川町は大字地区や区立自治公民館の役割が大きい。この区立自治公民館は、地域づくりのなかでどのような役割を果たしていくのかを明らかにするのが本稿の課題である。このために、それぞれの区立公民館ごとに農業や地域生活構造を問題にしていく。

(1) 山川町の地域的特徴

1. 山川町の人口の変遷

山川町は1955年をピークとして人口が減少している。表(1)に示すとおり、1955年の人口を100とすると、65年91、75年76、85年71、90年66、93年63と過疎化が進んでいる。人口の減少にもかかわらず世帯数は増大しているのである。つまり、地域の家族形態が急速に核家族(夫婦家族化)している。1955年の世帯数を100とすれば、65年111、75年113、85年116、90年119、93年112となっており、90年まで増大してきた世帯数も90年以降に世帯数の減少傾向がみられる。

表(1) 山川町の人口と世帯の変遷

| | 人 口 | | 世 帯 | |
|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 人 数 | 率 (%) | 人 数 | 率 (%) |
| 1955年 | 18,580人 | 100% | 3,817 | 100% |
| 1960年 | 18,186人 | 98% | 4,103 | 107% |
| 1965年 | 16,910人 | 91% | 4,234 | 111% |
| 1970年 | 14,966人 | 81% | 4,200 | 110% |
| 1975年 | 14,136人 | 76% | 4,302 | 113% |
| 1980年 | 13,588人 | 73% | 4,374 | 115% |
| 1985年 | 13,113人 | 71% | 4,414 | 116% |
| 1990年 | 12,313人 | 66% | 4,547 | 119% |
| 1993年 | 11,714人 | 63% | 4,281 | 112% |

表(2)に示すとおり、年齢別に人口が最も減少しているのは、14歳未満の子どもたちである。10年間で17%の減少である。これとは逆に、65歳以上の高齢者の人口は増大し、その人口の構成率は、全人口の20%近くを占める。山川町の高齢化は急速に進んでいる。

ところで、表(3)に示すとおり、これらの人口の最近の状況を地区別にその増減をみれば同じ動向ではない。例えば、小川地区は人口と世帯が増大している。これは、小川に国道が通っていること、中学校と高校の教育機関が集中しているためである。山川町は、1975年に三つの中学校を統合して一町一中学校を実現した。

山川漁港をかかえる町内区とそれに隣接する福元区の人口の減少は、他の地区に比して著しい。かつての山川町の中心であった地域の過疎化が進行している。むしろ国道沿いの地域は、人口が増

| 区 分 | 1980年 | | 1985年 | | 1990年 | |
|---------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 13,588 | % △ 3.9 | 人 13,113 | % △ 3.5 | 人 12,237 | % △ 6.7 |
| 0 歳 ~ 14 歳 | 3,033 | △ 9.9 | 2,772 | △ 8.6 | 2,300 | △17.0 |
| 15 歳 ~ 64 歳 | 8,652 | △ 4.6 | 8,236 | △ 4.8 | 7,513 | △ 8.8 |
| うち 15歳~29歳(a) | 2,332 | △14.8 | 1,843 | △21.0 | 1,493 | △19.0 |
| 65 歳 以上 (b) | 1,903 | 12.1 | 2,105 | 10.6 | 2,417 | 14.8 |
| 若 年 者 比 率 (a)/総数 | % 17.2 | — | % 14.1 | — | % 12.1 | — |
| 高 齢 者 比 率 (b)/総数 | % 14.0 | — | % 16.1 | — | % 19.8 | — |

表(3) 山川町の地区別人口の変化

| | 人 口 | | | 世 帯 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 86年 | 89年 | 93年 | 86年 | 89年 | 93年 |
| 福 元 | 1,752 | 1,671 | 1,501 | 571 | 550 | 524 |
| 町 内 | 2,178 | 2,028 | 1,832 | 769 | 752 | 710 |
| 成 川 | 3,190 | 3,187 | 3,012 | 1,075 | 1,067 | 1,069 |
| 鰻 | 151 | 147 | 137 | 63 | 65 | 62 |
| 小 川 | 1,051 | 1,093 | 1,099 | 328 | 348 | 357 |
| 大 山 | 1,213 | 1,208 | 1,154 | 388 | 392 | 393 |
| 浜見ケ水 | 518 | 518 | 498 | 165 | 165 | 165 |
| 岡見ケ水 | 1,518 | 1,464 | 1,389 | 536 | 527 | 533 |
| 利 永 | 1,471 | 1,432 | 1,388 | 486 | 484 | 484 |
| 尾 下 | 148 | 132 | 114 | 59 | 57 | 53 |

大しているか、また減少していてもその比率は少なくなっている。小川地区の人口は世帯数の増大が著しい。86年から93年までの人口増大率は9%になっている。これとは逆に福元や町内地区では、人口とともに世帯数の減少も著しい。それぞれ福元8%、町内9%と86年から93年までの減少率である。つまり、経済や行政の中心地区が人口の減少がみられ、教育機関や国道に近い地区に人口が集まる傾向がみられる。図表(1) 参照。

山川町は1992年に町勢振興計画を策定している。高齢化したなかでの町勢振興の課題をつぎのようになる。

「高齢化の進行に対応した各種の福祉行政を総合的に推進する必要があるが、行政側だけの真の福祉を推進することはできない。相互扶助及び連帯意識の高揚を図り、すこやかな地域社会づくりへの参加と協力を助長するため、世代間等を積極的に推進するとともに、民生委員や福祉ボランティア団体の育成を図る必要がある。

農業は今後も畑作を中心に野菜、花き、畜産を主軸に経営が行われるが、経営者が年々高齢化してきているので、農業後継者の育成確保に努めるとともに、産地間の競争、農産物輸入自由化に対処するため、コストダウンなど国際化にたえうる基盤確保によって出荷体制を整備し、銘柄を確立する必要がある。水産業は、外来漁船の誘致と、併せて沿岸漁業の生産性の向上をはかる必要がある。観光については、指宿観光園の一角にあり・・・観光施設の充実に努め、地域活性化に結びつける必要がある」。

町勢振興計画は高齢化に対応した施策を大きな課題にしている。高齢化に対応しての地域の相互扶助、連帯意識の高揚、福祉ボランティアの育成を課題とする。ここには、従前の区会を中心とした地域の共同体的活動が一層重視されたことを意味している。

農業においては、後継者の育成とともに農産物輸入化に対応してのコストダウンのための施策が強調され、生産組織化、各種の生産団体化、出荷の地域的な共販化が問題とされていく。

図表(1)

鹿児島県 揖宿郡 山川町全図



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て同院発行の5万分の1地形図

2. 山川農業の特徴と農業施策の地域性

山川町は南薩畑作総合土地改良事業（利永地区着工74年から89年まで区画整理）810ヘクタールのは場整備がおこなわれ、水が豊富に利用できることになった。

土地基盤整備事業として84年から87年まで農道舗装が行なわれ、省エネハウス生産組織施設整備事業、育苗施設事業、農産物集出荷施設事業、青果用甘藷生産拡大対策事業、花き集団産地育成事業、地域野菜生産団地育成事業、施設花き省エネルギーモデル事業等土地基盤事業と各種の事業が導入されていく。

これらの事業によって野菜、花き等の生産団地形成、施設演芸がつくられ、生産組合が区会の地域単位につくられていく。また、農業振興事業の導入は区会地域の単位である。南薩畑作総合土地改良事業により、山川町の農業構造は変わる。農業振興にとって大きな転換であった。

山川町農業の動向は、表(4)にみられるように、農家戸数の著しい減少がみられる。1975年から90年までの農家減少率は、36%である。その減少率も地域によって異なる。浜児ヶ水は21%の減少である。成川・鰻地区は47%と半減する。専業農家の減少率は農家数の減少に比べて少ない。

専業農家の減少率は、浜児ヶ水4%、利永・尾下5%、大山7%、福元・町15%、成川・鰻17%、小川18%、岡児ヶ水24%と地域的に異なる。農家戸数の減少の少なかった浜児ヶ水は、専業農家の減少率がわずか4%と少ない。

表(4)

| | | 福元. 町 | 成川. 鰻 | 小 川 | 大 山 | 浜児ヶ水 | 岡児ヶ水 | 利永.尾下 | 山 川 町 |
|------------------|----|-------|-------|-----|-----|------|------|-------|-------|
| 農 家 数 | 50 | 217 | 321 | 147 | 163 | 104 | 288 | 287 | 1,527 |
| | 55 | 184 | 261 | 124 | 149 | 102 | 261 | 259 | 1,340 |
| | 60 | 165 | 226 | 106 | 126 | 97 | 229 | 219 | 1,168 |
| | 平2 | 135 | 170 | 97 | 117 | 82 | 187 | 190 | 978 |
| 専 業 農 家 | 50 | 105 | 127 | 78 | 86 | 69 | 192 | 105 | 762 |
| | 55 | 101 | 114 | 64 | 75 | 56 | 175 | 93 | 678 |
| | 60 | 105 | 125 | 63 | 80 | 67 | 158 | 108 | 706 |
| | 平2 | 89 | 106 | 64 | 80 | 66 | 147 | 100 | 652 |

資料：農林業センサス

表(5)にみられるように、全体の農業就業人口は、1980年から90年まで10年間に36%の減少率をみせている。16歳から29歳までの若い層の農業従事者は70%の減少であり、農業就業人口はここ10年間で3分の1の減少。山川町での若者の農業離れが急速に進んでいることを示している。しかし、それぞれの地域において、若い農業従事者がいることも事実であり、全くの高齢化した農業経営の現状でもない。

農業所得360万円を越えるいわゆる自立経営農家は、山川町に435戸を数えるが、その主な収入の農産物は、野菜292戸、花き60戸、たばこ42戸、観葉7戸、肉用牛7戸、豚14戸、鶏4戸、ブロイラー9戸である。以上のように畑作を中心としての農業経営になっている。これらの農業経営形態の実際は、単一の経営ではなく、様々な作物の組み合わせの複合形態である。

表(5)

単位：(人)

| | | 福元. 町 | 成川. 鰻 | 小 川 | 大 山 | 浜児ヶ水 | 岡児ヶ水 | 利永. 尾下 | 山 川 町 |
|-------------|-----|-------|-------|-----|-----|------|------|--------|-------|
| 農 業 従事者 | 55 | 443 | 530 | 295 | 364 | 237 | 595 | 554 | 3,018 |
| | 60 | 414 | 466 | 260 | 299 | 235 | 506 | 463 | 2,643 |
| | H 2 | 300 | 313 | 212 | 241 | 181 | 380 | 326 | 1,953 |
| 16才～ 29才 | 55 | 58 | 43 | 40 | 54 | 28 | 48 | 56 | 327 |
| | 60 | 49 | 34 | 24 | 29 | 29 | 37 | 31 | 233 |
| | H 2 | 22 | 11 | 10 | 14 | 17 | 19 | 7 | 100 |
| 30才～ 59才 | 55 | 267 | 310 | 179 | 229 | 153 | 364 | 342 | 1,844 |
| | 60 | 223 | 255 | 162 | 183 | 145 | 322 | 281 | 1,571 |
| | H 2 | 144 | 137 | 130 | 114 | 99 | 198 | 170 | 992 |
| 60才 以上 | 55 | 118 | 177 | 76 | 81 | 56 | 183 | 156 | 847 |
| | 60 | 142 | 177 | 74 | 87 | 61 | 147 | 151 | 839 |
| | H 2 | 134 | 165 | 72 | 113 | 65 | 163 | 147 | 861 |

資料：農林業センサス

表(6) に示すように、農産物の生産額は、さまざまな野菜生産によって収益をあげている。さらに、花き生産額が近年伸びてきており、それは畑作での収入に大きな位置を占めている。かつては、山川町の農業生産の中心的役割を果たし、伝統的な山川づけの原料になる大根生産の低下がみられる。煙草の生産額も同様である。そして、カボチャ、青果用甘藷、スイカ、エンドウ、人参などの生産額を伸ばしている。それぞれ産地としての銘柄に努力しているのが特徴である。

畜産については、農家戸数は少ないが、山川町の農業生産額の51%を占める。そのなかでも豚、肉用牛が中心である。山川町では、農協をとおして出荷していくことが、年々減少している。営農活動における農協の相対的な地位の低下がみられる。

表(6)

単位：100万円

| | 耕種計 | 花 き | すいか | えんどう | 青 甘 | かぼちゃ | だいこん | にんじん | はたばこ |
|-----|-------|-----|-----|------|-----|------|------|------|------|
| 昭50 | 1,995 | 144 | 136 | 177 | 40 | 20 | 601 | 66 | 516 |
| 60 | 3,577 | 615 | 523 | 321 | 253 | 237 | 758 | 134 | 332 |
| 61 | 3,735 | 597 | 518 | 347 | 317 | 317 | 546 | 463 | 303 |
| 62 | 3,422 | 672 | 493 | 430 | 404 | 396 | 271 | 53 | 265 |
| 平成 | 4,346 | 865 | 509 | 561 | 532 | 490 | 439 | 420 | 243 |

資料：農林課「生産実績」

共販は相対的に低下している。それぞれがグループや個人的に農産物の販売ルートを確立していく割合が多くなる。92年度の9億円近い人参生産額に対して、農協の販売事業額は3億円強と3分の1にすぎない。青果用甘藷についても6億円近くの生産額に対して、2億4千万円近くしか農業の販売事業がない。スイカ6億円強の生産額に対して、農協販売2億円、カボチャ7億円にたいして、農協4億8千万円である。このように農協への出荷が相対的に低下しているのである。

県は、地域農業リーダーを期待する青年農業士の認定を農業後継者育成事業として積極的に進め

てきた。山川町では、指宿管内の町村に比較すると、その認定者の数が多い。

77年から認定をはじめているが、そのときは6名のうち山川町は1名のみであった。その後は、山川町の青年農業士の認定者の数が増えている。90年までに50名の指宿管内の認定者のうち32名が山川町の青年であり、その比重が非常に高い。これは、指宿地区管内で相対的に、山川町の農業従事の青年比率が高かったことを示している。

山川町にはさまざまな生産グループが農作物別に組織されている。青果用甘藷部会165名、スイカ部会48名、カボチャ部会271名、エンドウ部会210名、人参部会219名、加工大根部会177名、和牛振興部会106名などと組織され、それぞれの区会地域単位で、それぞれの作物別部会の研修をしている。

また、生活改善グループもそれぞれの区会地域単位で組織されているが、同じ区会内でも複数のグループをつくっている。これは、気持ちの合う者同士で生活改善グループを自由につくっているためである。

生活改善グループも地区の名前をとっているのは、1グループであり、他の地区内の有志で組織されたグループは、つくし、アロハ、なでしこ、たけのこ、ひまわりなどの名称をつけて活動を展開している。さらに作物別に、野菜グループ、花き生産出荷組合婦人グループ、スプレー生産出荷組合婦人グループと組織している。

しかし、その組織人数全体で69名で、地域を基礎とした生活改善グループは7名から8名の組織である。花きのグループは27名であるが、野菜8名、スプレー6名と少ない。以上のように婦人の生活改善は9つのグループであるが、地区全体の農家婦人を組織していない。

表(7)に示すように、山川町が92年実施した農業経営意向調査によれば、320戸の回答者のうち、「現状維持」51.5%、「高齢化のため縮小せざるをえない」29.6%、「後継者がいないため離農せざるをえない」9.3%、「拡大したい」5.9%となっていた。全体的に現状維持か、または縮小傾向の農家が多いのである。専業農家においても「高齢化のために縮小せざるをえない」「他の理由で離農したい」「後継者がいないため離農せざるをえない」という離農志向農家が41.6%を占めている。また、「後継者がいない」と回答した農家は75.3%と農家の4分の3である。離農志向は農業経営形態にかかわらず、それぞれの経営規模層でも共通した傾向である。

山川町における主たる経営部門別の農家の意向でも経営の縮小・離農志向は、マメ・イモ類の経営部門は53.3%と過半数を越える。露地野菜も44.9%である。花きの経営縮小・離農志向は31.2%である。全体の経営縮小・離農志向が42.5%であり、花きを経営する農家に相対的に経営縮小・離農志向が少ない。

高齢化のため縮小せざるをえないという農家でさえも、必ずしも農作業を委託していく方向とはいえない。むしろ、「がんばれるだけがんばりたい」として農業を続けている農家が多い。縮小志向農家で委託にだしている農家は、28.7%であり、全体の委託農家率の25%とそれほど大差はない。現在遊休地をもつ農家は、全体で15.3%である。縮小志向農家全体のなかで遊休地をもつ農家の比率

表(7) 現在の農業経営の状況

| 意向区分 | 項目 | 農家形態 | | | | 後継者有無 | | | | | 経営面積 | | | | | | | | |
|------|--------------------|------|------|------|-----|-------|----|-----|-------|-----|------|---------|----------|----------|------------|------------|-----|----|-----------|
| | | 専業農家 | 一種兼業 | 二種兼業 | 未記入 | 合計 | いる | いない | 今後見込有 | 未記入 | 合計 | 規模 (a) | | | | | 未記入 | 合計 | |
| | | | | | | | | | | | | 1 29 | 30 49 | 50 99 | 100 199 | 200 299 | | | 300 以上 |
| 1 | 拡大したい | 16 | 3 | 0 | 0 | 19 | 9 | 6 | 4 | 0 | 19 | 0 | 0 | 4 | 7 | 4 | 4 | 0 | 19 |
| 2 | 現状維持したい | 141 | 15 | 9 | 0 | 165 | 35 | 113 | 17 | 0 | 165 | 11 | 11 | 43 | 71 | 22 | 6 | 1 | 165 |
| 3 | 高齢化のため縮小させざるをえない | 82 | 8 | 5 | 0 | 95 | 6 | 85 | 4 | 0 | 95 | 10 | 11 | 29 | 38 | 6 | 1 | 0 | 95 |
| 4 | ほかの理由で縮小したい | 6 | 1 | 2 | 0 | 9 | 2 | 6 | 1 | 0 | 9 | 2 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 5 | 後継者がいないため離農せざるをえない | 24 | 5 | 1 | 0 | 30 | 0 | 30 | 0 | 0 | 30 | 4 | 5 | 10 | 8 | 1 | 1 | 1 | 30 |
| 6 | ほかの理由で離農したい | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 未記入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 269 | 33 | 18 | 0 | 320 | 52 | 242 | 26 | 0 | 320 | 28 | 30 | 88 | 127 | 33 | 12 | 2 | 320 |

は16.9%であり、ややその比率を高くしている。離農志向の農家が、特別に遊休地を高くしていない。

ところで、後継者の確保問題として、経営の安定、農業収益の増大ばかりでなく、農村での暮らしの豊かさの問題があることを忘れてはならない。暮らしの豊かさの問題は、単なる物質的な大量消費社会に対応した豊かさばかりではなく、文化的にゆとりをもって暮らしたい、人間を尊重した人間関係をもちたいという願いがある。この豊かな暮らしを支えていくうえで、時間的な面から余裕が求められていく。この意味で農業労働時間の軽減は大きな課題である。

89年度に指宿農業改良普及所が山川町の農業の現状を想定して、表(8)のような作付面積に対応した農業所得計算をおこなっている。この経営類型に対する労働時間は、家族労働力2人で1人あたり、年間3084時間と計算されている。このように3000時間以上を越える労働によって生計が維持できる状況である。この労働時間をいかにして削減していくかということが山川町農業の大きな課題である。

表(9)に示すように、月によって投下労働時間が異なり、肉体的な限界まで計算されている。夏期の時間を家族労働の可能時間を600時間計算され、1人あたり、300時間の計算になる。週あたり75時間と一般の労働者と比較すると、はるかにきつい労働時間の計算であり、また、労働基準法の労働時間からみるならば、その問題性が明らかである。

以上のように山川町のいわゆる自立専業農家の農業労働の実態は、家族労働ということから限界的な労働を強いられている状況である。この労働時間を計算した改良普及所の公務員が自らがそのように労働を強いられたいら、それこそ大問題になる現実である。指導の対象の農民に対して、3000時間以上の労働時間を前提にして農業改良普及の指導をすることも自己矛盾である。

表(8) 経営類型別による農業所得と労働力

| | | 栽培作目名 | 粗収益 | (仮)所得 | 雇用人数× 単価(円/日) | 所得 | 家族労力2人 で1人当り年 間総労働時間 |
|------|----------------------|--|--------|-------|---------------------|-------|----------------------------|
| No | | | (千円) | (千円) | 人 円/日 千円 | | |
| No 1 | 露地200a | ニンジン100a, ダイコン70a 抑制カボチャ30a, 早熟カボチャ40a 早掘サツマイモ120a | 13,820 | 6,786 | 274×3,600 =986 | 5,800 | 3,084 |
| No 2 | 露地180a ハウス 20a | ニンジン120a, ダイコン40a 早熟カボチャ20a, 早掘サツマイモ100a 半促成メロン20a, 抑制トマト20a | 15,692 | 7,442 | 304×3,600 =1,094 | 6,348 | 3,084 |
| No 3 | 露地150a | ニンジン80a, ダイコン40a 抑制カボチャ20a, 早熟カボチャ20a 早掘サツマイモ110a, ソラマメ10a | 11,161 | 5,535 | 137×3,600 =493 | 5,042 | 3,084 |
| No 4 | 露地130a ハウス 20a | ニンジン80a, ダイコン40a 抑制カボチャ10a, 早掘サツマイモ100a ソラマメ10a, 半促成メロン20a 抑制トマト20a | 13,943 | 6,937 | 220×3,600 =792 | 6,145 | 3,084 |
| No 5 | 露地100a | ニンジン60a, ダイコン20a 早熟カボチャ20a, 早掘サツマイモ70a ソラマメ20a | 8,577 | 4,228 | 39×3,600 =140 | 4,088 | 3,084 |
| No 6 | 露地 90a ハウス 10a | ニンジン50a, ダイコン20a ソラマメ20a, 半促成メロン10a 抑制トマト10a | 6,861 | 3,255 | 11×3,600=39 | 3,216 | 3,084 |

現況について、アンケート調査結果から、作付面積を想定し現況を出した。 指宿農業改良普及所算出 89年

表(9) 労働力(時間)

| 作目名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12月 |
|----------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 2月取りニンジン | 0.0 | 448.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 32.0 | 44.0 | 208.0 | 96.0 | 0.0 |
| 3月取りニンジン | 0.0 | 0.0 | 448.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 32.0 | 44.0 | 208.0 | 96.0 | 0.0 |
| ダイコン | 160.0 | 24.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 36.0 | 128.0 | 136.0 | 360.0 |
| 抑制カボチャ | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 64.0 | 80.0 | 52.0 | 80.0 | 32.0 |
| 早熟カボチャ | 28.0 | 128.0 | 98.0 | 100.0 | 32.0 | 64.0 | 32.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8.0 | 6.0 |
| 早掘サツマイモ | 22.0 | 33.0 | 110.0 | 154.0 | 132.0 | 297.0 | 825.0 | 561.0 | 0.0 | 33.0 | 11.0 | 55.0 |
| 露地ソラマメ | 40.0 | 56.0 | 66.0 | 40.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 38.0 | 9.0 | 56.0 | 38.0 | 36.0 |
| 合計 | 250.0 | 689.0 | 722.0 | 294.0 | 164.0 | 361.0 | 857.0 | 731.0 | 213.0 | 685.0 | 465.0 | 489.0 |
| 可能労働 | 400.0 | 448.0 | 480.0 | 480.0 | 540.0 | 600.0 | 600.0 | 600.0 | 600.0 | 540.0 | 480.0 | 400.0 |
| 過不足 | 150.0 | -241.0 | -242.0 | 186.0 | 376.0 | 239.0 | -257.0 | -131.0 | 387.0 | -145.0 | 15.0 | -89.0 |

3. 共有財産と地区単位の行政からの補助事業の実情

県営畑地総合土地改良事業のは場整備事業は、1974年以降実施されはじめた。山川町の農業補助事業は区会地域ごとにだされていくのを特徴とした。山川町全体を対象としたものは、農協がその補助事業の受け入れ先になる。つまり、区と農協は農業補助事業の受け入れ組織として大きな位置を占る。少し長くなるが、それぞれの地区ごとの補助事業を具体的に示すと次のようになる。

「岡見ヶ水地区は、74年度泉熱園芸組合に、はやだしスイカ、メロン産地間拡大事業、75年度花き婦人部に生活園芸育成対策事業、80年度泉熱花き園芸組合に施設花き省エネルギーモデル事業、

83年度拠点地区村づくり整備事業による集会施設・運動広場、共同温泉等の建設、83年度野菜需要高度対応総合モデル対策事業、84年度拠点集落村づくり整備事業による地区公民館施設補修事業、85年度野菜生産組合に特産野菜リレー出荷産地拡大事業によるビニールハウス導入、85年度花き生産組合に花き新産地育成特別対策事業によるビニールハウス導入、86年度花き園芸組合に農村地域農業構造改善によるハウス施設導入、87年度農村地域農業改善事業による農道舗装、91年度活動火山周辺地域防災営農事業によるビニールハウス導入、92年度農業農村活性化農業改善事業によるスイカ選果機械一式導入。

福元地区は、74年度花き婦人部に生活園芸育成対策事業、85年度肉用牛振興会に肉用牛等振興施設整備事業による共同利用畜舎建設等、90年度活動火山周辺地域営農対策事業によるビニールハウス導入。

利永地区は、75年度甘藷生産組合に青果用生産拡大事業、83年度野菜需要高度対策総合対策事業、84年度農村地域農業構造改善事業による農道舗装の土地基盤整備事業、85年度農村地域農業酵素改善事業による農道舗装の土地基盤整備事業、86年度農村地域農業構造改善事業による集落センターの増改築、89年度拠点地区村づくり総合整備事業による集落道路舗装、89年度県村づくり整備事業による集落道路舗装と農業用ポリエチレン焼却炉設置、90年度活動火山周辺地域防災営農対策事業によるビニールハウス導入。

小川地区は、75年度肉用牛振興組合に粗飼料等生産利用合理化作業、81年度地区再編農業構造改善事業による基盤整備事業、83年度野菜需要高度対応総合モデル対策事業、83年度施設野菜生産組合に特産野菜リレー出荷産地拡大事業によるビニールハウス建設、83年度小川共同農場に肉用牛等施設整備事業による共同利用畜舎等施設、85年度拠点地区村づくり整備事業による集落道路改良舗装。

大山地区は、75年度肉用牛振興組合に粗飼料等生産利用合理化作業、76年度花き生産出荷組合に特産花き産地間育成事業、80年度養豚組合に地区再編農業構造改善事業による家畜糞尿処理施設、81年度地区再編農業改善事業による基盤整備事業、83年度大山花き生産組合に花き新産地育成特別対策事業によるハウス・電照冠水施設、施設野菜生産組合に特選野菜リレー出荷産地拡大事業によるビニールハウス導入、87年度拠点集落村づくり総合整備事業による郷土資料館と集落道舗装、88年度拠点集落地区村づくり総合整備事業による集落センター増改築、89年度さつまいも生産組合に加工食品用原料生産安定対策事業による貯蔵施設。

成川地区は、76年度肉用牛生産振興組合に粗飼料等生産利用合理化作業、85年度拠点地区村づくり整備事業による集会施設の新築、85年度肉用牛振興組合に肉用牛等振興施設整備事業による共同利用畜舎等、90年度活動火山周辺地域防災営農対策事業によるビニールハウス導入。(鰻地区は、84年度拠点地区コミュニティ育成事業による集会施設の補修、集落道路改良舗装)。

浜児ヶ水地区は、83年度泉熱園芸組合に生産組織施設事業によるハウス施設、野菜需要高度対応総合モデル対策事業、84年度に農村地域農業構造改善事業による集落センター・地区公民館の増改築、84年度花き生産組合に花き新産地育成特別対策事業によるビニールハウス導入、87年度農村地域農

業改善事業による農道舗装，89年度農村地域農業改善事業による農道舗装，90年度活動火山周辺地域防災営農対策事業によるビニールハウス導入」。

以上のように地区単位に様々な補助事業が行われている。補助事業の名称が異なっても野菜や花きのハウス建設に多くの補助金が使われている。集落の農道の舗装や地区公民館の新築，増改築等にも多くの補助金が投資されている。野菜の農業生産組織は山川町において10の組織があるが，それぞれは，共同利用組織ではなく，栽培協定組織となっている。

つまり，ハウス施設の補助はそれぞれの生産組合が補助の対象となっている。実際は共同の利用施設としてではなく，個々の農家に補助されている。しかし，個々の農家に補助されていく過程において，地区の生産グループを通していく。このため，地区の自治公民館内に組織されている生産部会が大きな位置をもつ。

ところで，地区の共同体的意識の大きな経済的要素として，区のもっている共有林野，温泉，神社の共同財産が大きい。それぞれ区の共同の収入源になっているからである。それぞれの地域の共同の所有地は次に示す表(10)のとおりである。山林，宅地，畑，墓地を区単位でもっている。また，小字集落単位の共有地は成川区の一部の部落でもっているが，他の区の集落では，小字集落の共有地はない。

山川町の共有地の存在は，土地の売却や借地などの発生によって区の大きな収入になっていく。区有財産管理規約として大山区では，共有財産を規定している。

表(10) 区有地・部落有地調書

| | | |
|-----------------------------|---------------------------|-------------------------|
| (福元区) | (大山区) | (利永区) |
| 山林 115,909.77m ² | 宅地 2,275.92m ² | 宅地 606.29m ² |
| 墓地 671.00m ² | 山林 190,147m ² | 山林 78,666m ² |
| 原野 2,733.00m ² | 雑種地 780m ² | (成川区) |
| 畑 4,716.00m ² | 道路 68,753m ² | 畑 1,103m ² |
| 宅地 1,677.72m ² | 墓地 1,731m ² | 宅地 5,063m ² |
| (浜児ヶ水区) | (岡児ヶ水地区) | 山林 16,306m ² |
| 山林 21,474.00m ² | 山林 113,514m ² | 原野 2,010m ² |
| 畑 1,705.00m ² | 宅地 2,966.99m ² | 雑種地 244m ² |
| 宅地 341.43m ² | 雑種地 126m ² | 道路 200m ² |
| (鰻区) | 原野 48,279m ² | (尾下区) |
| 山林 212,102.00m ² | 畑 102m ² | 山林 3,039m ² |
| 宅地 326.52m ² | (小川区) | 宅地 783.16m ² |
| 畑 62.00m ² | 畑 32,582m ² | 雑種地 21m ² |
| 原野 517.00m ² | 宅地 2,223.94m ² | 墓地 514m ² |
| 雑種地 887.00m ² | 山林 243,205m ² | |
| 道路 274.00m ² | 原野 19,095m ² | |
| 墓地 488.00m ² | 雑種地 4,870m ² | |
| | 道路 515m ² | |
| | 墓地 728m ² | |

町内会、自治会の法人化を可能とする最近の法改正の動きに対応して、区会を自治会として「法人格」に認めさせた岡見ヶ水の事例などが生まれてきている。(1991年第120国会の法改正による市町村長の認可によって町内会・自治会に「法人格」が認められる)。山川町ではそれぞれの区会や地区自治公民館が所有している共有地問題が入会林野整備事業問題として課題になっていく。

山川町のそれぞれの区では、表(11)のような地区公民館を整備している。この公民館は地区の総会が開かれるようなホールをもっている。地区によっては200人が集まれるホールと料理教室、各種の研修、社会教育学級が開かれるように設備している。

地区公民館には、区会の事務所があり、区で雇われた女性の職員と区長が常勤している。区民の人口の少ない浜見ヶ水、尾下、鰻地区ではその2人体制がとれていないが、全体としては地区の区役所としての機能を地区自治公民館の施設はもっている。

地区自治公民館は町役場の連絡や税金・年金等の徴収事務を委託しているのも大きな特徴である。町自治体も地区自治公民館を通して住民との接触をもつ。税金・年金の徴収や町政の理解を求めていくのも地区自治公民館である。この意味から行政の末端的機能を持っている。

住民にとっても様々な補助金行政の恩恵を受けるのにも地区自治公民館の役割である。地区自治公民館の活動予算においても行政からの委託報酬は欠かすことはできない。地区自治公民館は基本的に近世時代の村を対象にしての範囲であり、集落がまとまっている。

同じ大字であっても集落が離れている鰻地区は別の地区自治公民館をつくっている。また、尾下

表(11) 区立公民館の概要

| 区名 | 延面積 (m ²) | ホール収容 人員(人) | 構造 |
|-------------------------|--------------------------|----------------|-------------|
| 福元公民館 (34-1396) | 482.36 | 200 | 鉄二階筋建 |
| 町区公民館 (35-2900) | 114.30 | 50 | 木造瓦屋 |
| 成川生活改善センター (34-0211) | 447.35 | 200 | 鉄筋一部建 二階 |
| 鰻公民館 (34-1046) | 73.55 | 70 | 木造瓦屋 |
| 小川集落センター (35-2961) | 396.00 | 150 | 鉄筋一部建 二階 |
| 大山集落センター (34-0535) | 426.52 | 150 | 〃 |
| 岡見ヶ水集落センター (35-0811) | 686.13 | 200 | 〃 |
| 浜見ヶ水集落センター | 250.00 | 150 | 〃 |
| 利永集落センター (35-9812) | 299.66 | 150 | 鉄平筋屋 |
| 尾下公民館 | 89.25 | 80 | 木造瓦屋 |

の場合は、利永と上野と3つの方限でひとつの大字を形成していたが、実際はこの方限も大きく3つの集落に物理的になっている。

この3つの集落は大字ということで戦後1947年に独立した地方自治体として分村していくが、しかし、再び町村合併した1955年には、上野の集落が開門町への合併、利永と尾下の集落が山川町に合併しており、この3つの方限は独立性をもっており、大字地区も一本ではない。

つまり、利永の場合は、大字としてひとつの地区を形成してきたということよりも方限が実際の村の共同生活組織として機能していたのである。近世の支配形態が方眼をいくつか統合して1つの行政村とした地域が存在していたのである。利永地区は、そのような歴史的特徴をもっていた。

山川町では、大字が実際の村的機能をもっていた地区と方限としての単位が村的な共同生活の機能をもっていたところと異なる。これは、歴史的に薩摩藩の郷村制による領域の変更や村の領域の変更によるものが大きいとみられる。

実際の農民の村の生活組織よりも大きな範囲で、その変更が行われたのである。このことが村と行政的な村の範囲を歴史的に複雑にしてきた。山川町において、岡見ヶ水、大山もそれぞれ山川港が薩摩藩の重要な貿易港として発展していくなかで、えい郷から分離して山川郷に合併している。

ところで、山川町での社会教育活動もこの地区自治公民館の活動が大きな位置を占めている。住民を対象とする社会教育学級は、中央公民館での「ふるさと山川町大学講座」、PTAの「家庭教育講演会」などがある。多くの社会教育学級は、区の自治公民館の実施する社会教育学級である。その学級には、町からの助成で行なわれる。学習活動の主体は地区単位にまかせている。

地区の自主性によって、講座が取りくまれていくので内容も一律ではない。主な事業は、婦人教室、公民館自治講座、高齢者生きがい講座、保育園等の母親講座、生活会議、高齢者と子どものふれあい活動、地区の伝統的祭り行事の学習とそのとりくみ。山川町での地区自治公民館は、地域活動が基本的なものになっている。地区自治公民館を無視しては、地域づくりの活動がなりたっていない構造がある。

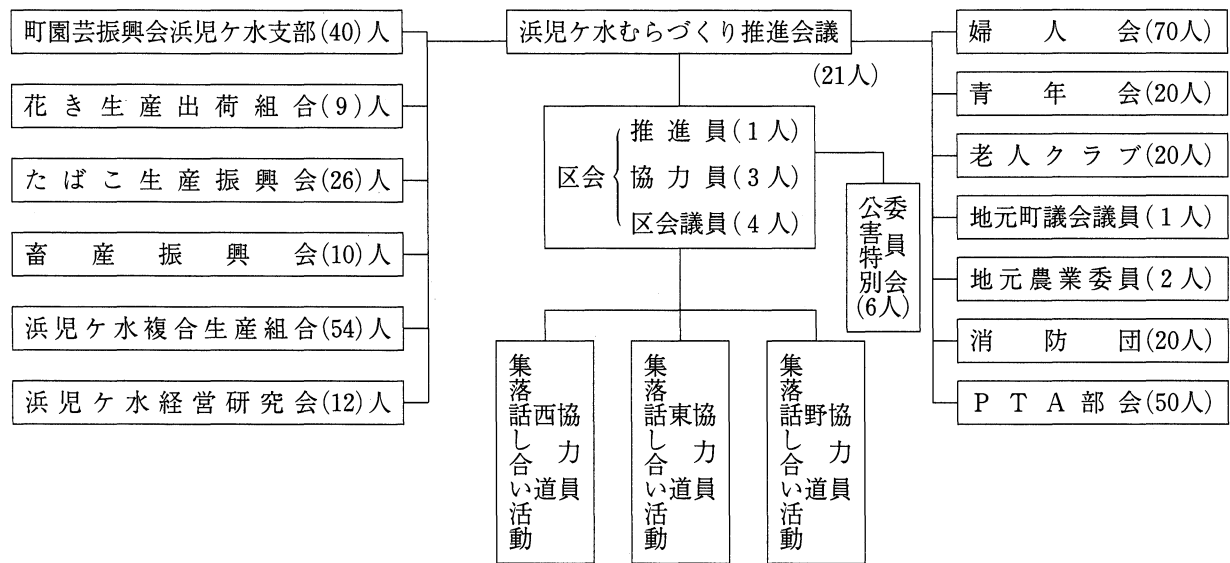
(2) 各地区自治公民館の活動状況と地域生活

1. 浜見ヶ水地区

浜見ヶ水は、山川町のなかで意欲的な農業経営をする農家が多く、農業の盛んな地域である。図表(2)に示すとおり、本地区での村づくりの組織と運営において、農業関連の生産組合、経営研究会、出荷組合などの役割が大きい。南薩畑作総合土地改良事業を契機に、地区の農業構造が大きく変貌していった。

煙草の生産活動の研究は、50年以上の歴史をもつ振興組合があり、畜産の振興も30年以上の歴史をもつ。これらの生産振興組合に加えて、新たに、野菜を中心とした人参、スイカ、加工用大根、カボチャなどの各種作物別の生産部会が地域に生まれている。

図表(2) むらづくりの体制



地域の農業は野菜を中心とするものに変った。農業経営の研究会は、若い層を中心として組織され、複合的な生産組織の育成をはかる。つまり、地域として個々の農家が単一の経営、作物志向ではなく、複合的な経営を目標とする営農計画をたてる。

浜児ヶ水の村づくりシステム推進事業の一環として、88年12月に指宿農業改良普及所は、農家意向調査を実施するが(71戸)、農業後継者が確保されていると回答した農家は、3分の1である。露地野菜の経営を中心とする農家が41戸(65%)、施設野菜農家20戸(32%)と野菜経営に依存した農家が多い。家族労働力で対応している農家は27%で、農業雇用している農家は、57%となっている。雇用の多い作物は、ニンジンの間引きと収穫の作業であり、ダイコンとサツマイモの収穫である。その雇用も時期的なものである。農家の経営規模の拡大志向は、22%である。これとは逆に、縮小志向は10%である。この地区は、明らかに拡大志向が強くあらわれている。

88年の村づくりシステム事業の農家意向のアンケート調査のなかでの婦人層からの健康に対する問題意識が強く出された。農業振興のなかで、野菜経営に力が注がれ、労働が強化された。この結果、健康のとりくみの必要性が強調されてきた。人参の農業経営において労働の厳しさが指摘され、省力体系によるマルチニンジンの産地育成に普及所の協力も得て取り組んだのである。

マルチニンジンの導入により、品質の向上と労力の削減が行われた。10aあたりの労働時間が226時間から180時間と2割の削減がはかられる。これは、マルチにより間引き作業が大幅に削減されることによるものである。マルチニンジンの産地育成事業は、は種作業機8台の導入によって達成されていく。しかし、家族労働全体として労働削減になったかどうかということは雇用労働とも絡んで単純ではない。

地区では農業労働の問題と健康とを合わせて村づくり運動を展開した。90年度から地区として健康まつりを実施している。この健康祭りは、年1度の健康診断を地域として取り組むことと健康に

についての学習会、健康料理のとりくみをするをねらいとする。地域のレジャー的活動の要素も入れ、景品抽選発表、カントリーボールの企画も入り混ぜている。地区の婦人会では、健康料理講習を行い、農休日の設定を各農家によびかけての健康対策をする。

浜児ヶ水は、地域の共同財産としての温泉があり、明治初期から集落内にある共同風呂を利用した裸の話し合いが行われてきたところである。地域共同の行事としては、鬼火たき、節句、花見、十五夜、運動会、6月灯などの神社祭が行われている。そして、地区の共同作業としては、道路清掃・整備、蚊・ハエ駆除、墓地清掃などが行われる。

以上のように野菜作物の経営が中心になることによって、農家は忙しい日々をおくるようになっていくが、地域の共同の活動も行われている。とくに、健康活動の取り組みと地域にある共同温泉の裸の話し合いは注目するところである。

2. 岡児ヶ水地区

岡児ヶ水も前記浜児ヶ水の隣接した地区であり、別名徳光地区と呼ばれている。徳光スイカというように、地区で独自に銘柄を開発するほど農業の研究熱心な地域である。しかし、農業センサスによれば75年から90年までの農家減少率は36%と高くあらわれている。この間に、専業農家も24%と減少している。地区では、さまざまな農業の補助事業が入って、野菜作の近代化をはかってきたが、離農の状況は食い止めることができていない。

92年度に山川町の実施した農家意向調査においても、岡児ヶ水地区の45戸の回答のうち、後継者の見通しのある農家は9戸にすぎない（回答者のうち41戸専業農家）。専業農家41戸の今後の見通しは18戸が縮小、または離農志向である。拡大志向はわずか1戸にすぎない。

現在は地区内にフラワーパーク事業を導入して、新たな観光事業によって活力を見出そうとしている。フラワーパークには地区の共有地3.1ヘクタールをフラワーパーク用地として売却している。

92年度の区の一般会計の決算は、収入全体が1257万円強である。この区の収入の内訳は、住民からの徴収金223万、恒常的な長崎鼻パーキングからの借地料328万円、土地山林収入238万円、特別会計の定期基金などからの繰入334万円、利子配当35万円、公民館などの使用料37万円などとなっている。

この他に区として温泉経営の特別会計は、収入が253万円である。区が管理している神社収入は年間411万円になる。このように岡児ヶ水の区会はさまざまな経営収入、財産収入がある。これらの財産管理運営と地区の温泉や神社の経営は区としての大きな事業収入である。

このため区では地方自治法260条の2の規定による「地縁による団体」として「地域的な共同活動のための不動産に関する権利等を保有ため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲において、権利を有し、義務を負う」という団体の認可を92年度町から受けたのである。これに先だって岡児ヶ水区自治会規約を整備している。

規約での自治会の目的規定では、「区の運営、浴場の運営並びに財産の管理」「回覧板の回付け等

区域内の住民相互の連絡」「美化・清掃等の区域の環境整備」「集会施設の維持管理」「青年・婦人・成人等の諸学級講演会・実習会の開催」「産業の振興・生活改善に関する研究及び実践活動の促進」「体育レクリエーション等に関する集会と開催」「各種組織を網羅した村おこし運動」などとなっている。

自治会規約では、入会について正当な理由なくして拒んではならないとしている。区の住民が自治会に入会しようとするとき、だれでも入会の権利をもつことを第7条で規定している。これは、地方自治法の260条の二第7項目に「第1項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有するものの加入を拒んではならない」ということから、従前の公民館規約を改正したのである。この規約によって、従前の区としての伝統的な共有財産のあり方も大幅に変更されていく。しかしながら、区会の構成については、92年に区の役員選挙の選挙・被選挙規定では「1年以上居住する区民」として変更されたが、従前の「各世帯より1名」の慣行の継続はそのままであった。従前の1960年に制定された公民館規約でも「区の運営並びに財産の維持管理」がもられており、現在の自治会規約の会の目的内容は、すでに大枠が60年につくられている。

地方自治法260条の2第6項の「当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」という内容は、区の自治公民館の事務の現実から多くの変更内容をもっており、町行政のあり方にも大幅な改革が求められていく。

これは、補助金行政の浸透が区の組織をとおして実施されてきた現実から、問題の変更は簡単に出来ない構造問題もある。従前の公民館規約では、「専門部は町の各種委員、区で公選された代表及び各種団体から推薦された代表をもって構成する」となっている。区内にあるさまざまな農業振興グループ、研修グループの専門部組織は、補助金行政と結びついて、町行政と深くかかわってきたのである。地縁団体として岡児ヶ水の自治会が町から認可されたことにより従前の行政からの連絡文書、調査依頼、税金・年金の徴収のありかたも新たな対応が求められていく。

1960年制定した岡児ヶ水公民館の規約のなかでは、青年・婦人・成人等の諸学級並びに講座の開催、産業の振興、生活改善に関する研究会及びその実践活動の推進ということばかりでなく、区の一般行政も公民館運営委員会の仕事とされていた。「公民館運営委員会及び役員会は区の一般行政及び公民館における各種の事業の企画実施について調査審議しこれを議決する」となっている。

公民館の規定を定めたときの事業計画要領での基本方針は次のように総会で決定している。「経済的精神的にゆとりのある明朗な村づくりを基本構想とし、其運営は民主主義を信条とする。

これがため、イ. 自主的で民主的で協調性と教養ある人づくりに努力し、共同を益々確立する。

ロ. 関係機関、団体と密接に連携し、科学的な生産人を育成し、近代営農を推進し以て産業の振興を計り区民の経済的地位の向上に寄与する。

ハ. 生活を拘束している不合理な生産機構、社会機構、生活習慣から一人一人を解放するため実際生活に即する文化活動を推進し、お互いの文化的成長を期し生活環境を浄化する」と。

区の公民館規定のなかでは、区の取締りの実施については、岡児ヶ水青年会・消防団に委嘱する

ことができる」としている。岡見ヶ水区では、伝統的に村の行事には青年会が中心であった。

地区公民館の建物ができる以前は、青年倶楽部の館で区の総会が開かれていた。徳光神社の6月灯、神社大祭り、相撲大会などの区の行事の多くは、青年会が中心に運営する。区の評議委員は青年会からでており、強い権限があたえられていた。予算も青年会の方がさまざまな行事の寄付を集めていたので、区会の予算よりも多かったのである。

青年会は独自の事業収入も持っていた。青年会として共同の畑作経営である。その収益は自分たちの活動費にあてていた。青年会は地区のきまりの取締りの役割を担う。この取締りの役割は、罰金をともなう。罰金は、青年会の収入にもなる。青年会が岡見ヶ水の区の決まりの取締りをやっていたという規約は、1970年頃までの青年会記録に残されている。伝統的に青年会が受け継いできた取締り規約を1970年の記録からみれば、次に示すとおりである。

「第1条 鶏、あひる、チャボ、犬に関する取締り

- 1項 鶏、あひる、チャボは全部囲い飼いとす。
- 2項 違反した場合は捕らえて一羽に対して違約金100円以上を徴収する。
- 3項 捕らえられて2日以内に申し出ない時は飼い主なき者と認め、これを役員会の協議の上処分する。
- 4項 犬は必ずつなぐこと。違反した場合は違約金200円を徴収する。

第2条 仔牛に関する取締り

- 1項 仔牛は40日以上につなぐものとする。
- 2項 仔牛を40日以上につなごるものは違約金100円を徴収する。

第3条 区民総会の事業の取締り

- 1項 区民総会の事業には必ず出席すること。但し止むを得ざる場合はこの限りではない。
- 2項 出席しなかった者は日当として300円以上を徴収する。

第4条 道路に関する取締り

- 1項 道路に麦藁、芋づる等を置かないこと。
- 2項 違反した者は500円以上の違約金を徴収し、1項の物品は適当に処分する。
- 3項 処分しても異義の申し立てには応じない。

第5条 山林並びに耕作地に関する取締り

- 1項 山林、薪取日は1日、5日、10日、15日、20日、25日とする。期日以外に取る者は違約金100円以上を徴収する。
- 2項 他人の山林に侵入し、盗んだ者は200円以上の違約金を徴収する。現品は、もらい受けて山主に返す（松葉草木の根も含む）。
- 3項 他人の山林に侵入し、木を盗んだ者は500円以上の違約金を徴収する。
- 4項 他人の山林を買収した場合は係員の許可を得て期日外取ることができる。
- 5項 理由なく他人の耕作物を荒らす場合は適当に処分する。

6項 小松山（植え付け7年生）に牛馬をつなぐことを禁ずる。

第6条 蘇鉄に関する取締り

1項 蘇鉄取りは絶対にやってはならない。（実や葉も含む）違反した場合は500円以上の違約金を徴収する。

2項 現行犯人を見つけた場合は係員に届けでること。

第7条 塵捨てに関する取締り

1項 塵捨て場は今村馬捨て場とする。野山に行く途中に捨てないこと。

2項 所定以外の場所には如何なる理由ありとも塵や汚物を捨ててはならない。

3項 危険物は危険物入れに捨てること。

4項 違反者は100円以上の違約金を徴収する。

第8条 公休日に関する取締り

1項 公休日とは休養、慰安、修養の日とする。

2項 公休日とは毎月18日、正月1日から3日、文化の日、春分の日、秋分の日と定める。

3項 公休日は定例公休日と臨時公休日との二つとして必要に応じて変更。

4項 公休日には一切の農作業、共同作業並びに加勢を頼む仕事はできない。但し天災及び煙草作、園芸作に対して止むを得ない時は許可することができる。花き園芸（ビニールハウス内の作業）はこの限りでない。

5項 以上の規約に違反した場合は係員の協議により500円以下の違約金を徴収する。

*山林許可札交付範囲の件

(イ) 山林を売り渡した場合。

(ロ) 建築用材倒し並びに運搬（松葉を含む）。

(ハ) 人手が少なく取り日以外に加勢を頼む場合。

(ニ) 許可札の有効は当日1日限とする。但し返済せぬ場合は1日50円の延滞料を徴収する。

*申し合わせ事項

畑に牛馬を連れていく場合

(イ) 牛馬の綱を長くつなぎ農作物を害してはならない。

(ロ) 畑の付近に山林など牛馬をつなぐ時は杭、棒持参の上適時につなぐこと。

以上のように、ここでは、さまざまな取締り条項が述べられている。違反した場合には、罰金がとられる。鶏、あひる、チャボ、仔牛、犬に関する取締り、区民総出のときの取締り、山林・耕作に関する取締り、蘇鉄に関する取締り、農休日に関する取締りと多様である。広い範囲で青年会が村の秩序を守っていた。これらの事実は、村において青年集団が大きな役割を果たしていたことを示している。

3. 大 山 地 区

大山地区は、総戸数396戸、農家数121戸の混合地域である。元気が出る村づくり事業の「92年のむらづくり事例調査」では大山地区の特徴を次のようにのべる。「農業経営は、若者の流出による高齢化も例外ではなく、基幹産業である農業が危惧されつつある。従って施設化も伸び悩み農産物の高品質の意欲も足りない。生活環境は一変したが、施設の利用・管理に問題があり、又老朽化しつつある。生活は豊かになったが、共同作業や諸々の行事参加に理解が低く意欲的取り組みに欠け、連帯意識が足りない」（92年度元気がでるむらづくり事例調査より）としている。

農業経営は、青果用甘藷、人参、エンドウ、カボチャ、大根などをつくり、複合的経営である。121戸のうち専業農家は、80戸と専業率は高い。一兼農家20戸、二兼農家21戸、自営戸数23戸、雇戸数164戸、その他88戸となっている。大山地区で、最も高い比率は、雇用者の戸数である。

92年12月に実施した村づくりの方策アンケート（総回答者住民304戸）では、「農業のほ場整備は今のままでよい」94.8%と回答している。これは、南薩畑作総合土地改良事業によって、農用地の灌水施設が整い、農家の土地改良の要求はほとんど満足されている。農道の整備についても「よく整備され申し分ない」と答えた農家が86.6%である。また、農業経営の栽培志向では、「今のままでよい」と回答した農家が88.3%である。

同アンケートの生活面では、「集会施設や郷土館は十分である」と回答した住民が85%である。「集会施設等が十分と言えない」と答えた住民は13.4%である。「放送施設は今のままで問題はない」84.9%と生活面の施設についても住民の意識の満足度は高くでている。

生活改善についての意見では、「最近総てが、派手になりつつある。区民総会等で、申し合わせ事項を徹底して守るよう努力してほしい」「香典返しに葉書程度は認めてほしい」「集まりは時間厳守し、大山時間をなくす必要がある」などが出されている。

大山地区は、78年に村づくり拠点集落の指定を受け、集会施設の充実整備、防犯灯、焼却炉、案内板の設置など手づくり村整備事業を実施した。88年には、村づくり総合整備事業により、区の公民館を増改築した。郷土資料館が区民の力で独自に建設したのである。

区公民館は農林行政の事業で建設したため、集落センターと改称された。大山のむらづくりの特徴として、区の単位で郷土館をつくったことである。この郷土館は、村づくり総合整備事業で集落センターの増改築のとき、区として独自に建てたものである。73年に大山地区の郷土研究会が生まれた。郷土研究会は歴史保存と子どもたちに文化を伝承することも目的とした活動を展開していく。この研究会は区長を中心とした村づくり推進会議と協力しあい、区のなかでの大きな影響力をもっていく。

大山区には、92年現在、約19ヘクタール程の山林の共有地がある。山の管理は区民総出での共同作業でしている。入会林野整備事業のとりくみとしては、持分が明治時代の人々の名義になっているので、それを現在の人々の名義に変えていく作業を実施している。

表(12)に示すとおり、区有財産として実際は機能しているが、現実の名義はきわめて複雑になっ

ている。惣代外182名という名義，大山区の名義，個人名他7名，個人名外17名，個人名外9名，個人名外5名，個人名とそれぞれ異なる名義の共有の名義がある。

これらは，名義が異なっているが実際は大山区で管理している共有地であり，それぞれの土地に区として植林し，その管理を行っている。区有財産管理（処分）規約は「公民館運営（区政）規約の一環として大山区が所有する財産の管理，処分に関する基準方法を定め，もって全区民の利益を図ろうとするものである」（区有財産管理規約の目的より）と財産管理と処分方法を規定している。その内容は次に示すとおりである。

「第1条 区有財産とは公民館，区有地（すでに処分により積み立てられた資産を含む）およびその他の財産をいう。

第2条 区は区有財産目録を作成し，区長がこれを保管する。

第3条 区有財産は区民の総有であり，その処分権は区民個人に属さない。ただし，法令上区の名義となりえない場合は区の総会の議決により，区長個人または複数名義をもって登記登録し，その他の手続きをとるものとする。

第4条 区民は区有財産の管理につき，区会の決定に従い，それぞれ費用または使役の負担をしなければならない。

第5条 区有財産の処分については公民館運営（区政）規約に定めるほかはこの規約による。

第6条 区有財産は次の目的のため，これを処分することができる。

(1) 区的生活利便向上，祭祠のため不可欠な出損を要するとき。(2) 他の区有財産の大規模な改良，修繕等を要するとき。

第7条 区有財産の処分は区会が発議し，区の総会において出席者の過半数の賛成を得て区長がこれを行う。

第8条 区有財産に関する会計は特別会計において処理する。その監査および報告については一般会計に準ずる。

第9条 区有財産から生ずる収益は公租公課その他賦課金の支払いなど区有財産の維持管理のためこれを使うことができる。

第10条 本規約の変更は区の総会において出席者の過半数の賛成を要するものとする。

この規約は，1968年につくられたものであるが，大山の共有地の慣行を規約として成文化したものである。とくに，法令上の名義となりえないものを区長や複数の名義で登記してきたことがあり，実質的な伝統的な入会の慣行が存在しており，区有地は区民の総有として区民個人に属さないことが規定されているのである。

大山地区は，農業センサスの集落カードで，6つの集落になっているが，実際の地域の活動は，共有地の単位の区単位で活動している。近世の行政村は，大山地区の範囲になっていた。

大山の地区活動は，地区の公民館長を中心として，村づくり推進会議と専門部によって運営されている。公民館長兼区長は4月総会の前の3月末に選挙で決めている。選挙の方法は，それぞれの

表(12) 大山区財産目録

所在地 揖宿郡山川町大山

昭和43年4月1日現在

| 番号 | 字名 | 地番 | 台帳地目 | 台帳地積(m ²) | 登記名義人 | 備考 |
|----|-----|--------|------|-----------------------|------------|--------|
| 1 | 中村 | 3333 | 宅地 | 2,228.42 | 桑鶴清藏 外17名 | |
| 2 | 〃 | 3331 | 山林 | 638 | 吉村熊二 外182名 | 保存登記なし |
| 3 | 笠松 | 2023 | 〃 | 20,131 | 〃 | 〃 |
| 4 | 和田頭 | 2859 | 畑 | 7,014 | 〃 | 〃 |
| 5 | 〃 | 2861 | 〃 | 2,515 | 〃 | 〃 |
| 6 | 〃 | 2862 | 〃 | 11,936 | 〃 | 〃 |
| 7 | 〃 | 2872 | 〃 | 4,654 | 〃 | 〃 |
| 8 | 男女嶽 | 2717-1 | 山林 | 51,569 | 〃 | 〃 |
| 9 | 〃 | 2717-3 | 〃 | 28,759 | 〃 | 〃 |
| 10 | 〃 | 2717-4 | 畑 | 24,240 | 〃 | 〃 |
| 11 | 上出 | 3394-1 | 山林 | 92 | 〃 | 〃 |
| 12 | 〃 | 3394-3 | 〃 | 3,490 | 〃 | 〃 |
| 13 | 鷺之原 | 2718-1 | 〃 | 13,883 | 〃 | 〃 |
| 14 | 崩平 | 2761 | 〃 | 20,667 | 〃 | 〃 |
| 15 | 完ヶ迫 | 2088 | 〃 | 4,436 | 〃 | 〃 |
| 16 | 鷺之尾 | 2718-2 | 〃 | 15,867 | 揖宿郡山川町大山 | 〃 |
| 17 | 男女嶽 | 2717-2 | 〃 | 2,975 | 〃 | 〃 |
| 18 | 貝鐘 | 2747 | 〃 | 2,304 | 前田正右衛門 | |
| 19 | 〃 | 2748 | 〃 | 4,029 | 吉村熊二 | |
| 20 | 馬場 | 3458 | 畑 | 436 | 松下市太 | |
| 21 | 深迫 | 2672-イ | 〃 | 1,811 | 松下ヤスミ | |
| 22 | 〃 | 2672-ロ | 〃 | 1,732 | 〃 | |
| 23 | 〃 | 2678 | 原野 | 5,914 | 上藪喜内 外7名 | |
| 24 | 上出 | 3409 | 畑 | 2,806 | 和田良質 外5名 | |

選挙人が自分の意中の人に投票するという事で立候補制でない。

区の予算は450万円(93年度)である。収入は、区民からの徴収金が360万円、繰越金40万円、業者等の公民館使用料12万円、消防後援繰入れ金28万円、雑収入15万円となっている。区長や事務員の人件費が235万円計上している。公民館補助費や税金徴収等の役場からの業務委託収入については、区の会計に入っていない。行政の末端的業務の報酬金については、別の会計になっている。また、大山区としての積み立て金は93年3月現在約750万円である。

村づくり推進会議には、婦人会、子ども会、老友会、青年団、消防団、6部落会長、3つの生活改善グループ、3つの生産組織、町会議員、農業委員で構成されているが、この推進会議に120名

で組織されている郷土研究会も参加している。

専門部は、生活改善部、産業部、文化部、体育部からなる。生活部では、墓地、集落道、神社の清掃、料理講習会、健康管理講習会を行っている。産業部では、共有林植林管理、農道補修管理作業、農作物競作会、農業振興会の企画・運営をしている。文化部は、村の六月灯、盆踊り、運動競技の大会の事業協力をしている。

村づくりの活動のなかで郷土研究会が大きな役割を果たしていることも大山区の特徴である。棒踊り、琉球人傘踊り等の郷土芸能の復活や各種伝統行事の継続開催、子どもへの郷土の文化・歴史の継承を意識的に展開しているのである。つまり、伝統的に青年団等が村のさまざまな行事をしてきたものが、青年の減少、地域の混住化が進むなかで、伝統行事の担い手がいなくなり、意識的に村づくりとして村民が独自に力を入れていかねば、地域の行事や伝統芸能が継続開催できない段階になってきたのである。

大山地域の伝統芸能や行事が残されていることは、目的意識的な村づくりの結果である。農業地域にある自然的な共同体的活動としてではない。混住化、サラリーマン化、労働者化したことにより、地域的な連帯活動の稀薄化現象のなかである。村づくり協定として冠婚葬祭等の生活簡素化運動、共同作業に参加しなかった際には、違約金制度を確立し、また、農休日も同様に行っている。

4. 利永地区

利永は、総戸数489戸、農家数153戸、専業農家数82戸、自営業51戸、雇用者戸数169戸、その他114戸になっている（89年の利永地区の村づくりの方策のデータより）。農村地帯であるが、農業で生計をたてている層は全体的に少なくなっている。農業は、青果用甘藷、大根、人参、スイカ、豆類、煙草などの畑作が中心である。

74年から80年の6年間の県営畑かん事業によって、155ヘクタールの農地の基盤整備がなされ、本格的な水利用のできる園芸畑作地帯に変わった。県営畑かん事業は、70年代の山川町あげての一大事業であったが、利永地区は、山川町との行政の一体性では、他の地区と比べて歴史的的特殊性をもっている。利永地区は、歴史的に山川郷の範疇ではなかった。また、利永は、近世の郷村制での行政村の範疇が同じではなかった。

山川郷のできた頃の1609年の利永は、顛娃郷仙田村利永であったが、1744年に仙田村から利永、尾下、上野の方限が分離して利永村となり、新設された今泉郷に編入される。そして、明治の町村制で、利永地区は今泉村となるが、戦後の1948年に今泉村から分離して利永村となり、さらに、1955年に利永村はそれぞれの方限地区単位に分離して、上野地区は開聞町に、尾下地区、利永地区は山川町に合併するのである。

ところで、山川町は、近世からの山川郷を基盤にしてできた町村である。この意味から山川町のなかでも利永地区と尾下地区は特殊な歴史をもっている。山川郷は、指宿郷から分離して山川村と成川村を統合して生まれ、さらに、山川港の発展により1647年に顛娃郷から分離した大山村を、続

いて1650年に岡児ヶ水村を山川郷に編入した。山川町は、近世の山川郷をそのままにして1889年の町村制の地方行政単位にしたのである。また、隣接している大山村と利永は古くから村の領域をめぐって犬猿の仲であった。これは、近年まで続き、婚姻においても交流は極めて少なく、むしろ、利永は、岡児ヶ水との関係を強くもっていたのである。

利永地区の共同の土地所有関係も複雑である。共有地は、三つの異なる名義からなっている。利永として所有しているもの、利永方限としてもっているもの、利永の惣代名（惣代川端孫次郎、倉山権五郎）になっているものと。なぜ、2名の惣代名がでてくるのか。利永は2つの大きな同族集団や地域集団に分かれていたものでない。この2名もかつての名頭の家でもない。利永では、明治中期に高事件があり、名頭と名子の土地所有関係をめぐる紛争が山川郷土誌に次のように書かれている。

「山川地方では、明治中期後「高事件」と称する紛争が続出しているのは著しい現象である。多くの高事件は土地の所有権に関するもので、旦那（乙名、名頭）と名子との所有権についての直接の紛争や、紛争解決のための裁判沙汰になり、裁判費用に困窮して田畑を手放し等々である。利永村に現在「高台帳」があり此の台帳によって租税を納入しているが、所有関係をみると、法的には個人名義にはなっているが、かつての門内の名子の代表者としての個人である」（山川郷土誌、157頁）と。

惣代の名前は2名しかでてこないで利永の門ごとの名子の代表名ではなく、利永地区全体としての惣代名であると考えられる。利永の門については、1772年から1800年頃の開聞神社の労力の寄進の文書（開聞神社池田文書）のなかで東利永門、和田門、本利永門、中村門、南迫門の名がある。利永地区は、6つのブロックに地域分けられているが、門とは関係がない。

区長をはじめ地元の役員は高事件や乙名（名頭）の存在について語らない。高事件の歴史についての事実はわからないと答える。

方限の名義は、実際は個々または数人で所有しているものであり、税金の納入では、利永の区長をはじめとして役員が計算して個々に税金を割り当てている。山川町の役場からの委託として税金・年金の徴収は区長の大きな仕事になっているが、利永地区では、区長をはじめ役員が税金の再計算をしているのが特徴である。

この方限の土地は、宅地、畑、山林とある。また、惣代名の土地も畑、宅地と存在している。また、利永の墓地は惣代名の名義になっている。墓地が惣代名になっていることは、名主や名頭ではなく、惣代が利永の地区の実質的なまとめ役になっていたことを示している。

大山村との領域は利永の居住地近くまできており、利永の農民にとって、土地を広げていくのは利永方限の百姓持山の入会地の開墾であった。ここに、近世行政村によって保護された入会地と伝統的な慣行としての方限の領域としての占有地の問題がある。

利永の地区では、方限単位の村として、地域的に土地を共同で管理・占有していくという慣行が根強く存在したのである。小農的に個々の農家が土地を占有して個々に農業経営していくことと、

同時に方限の村として共同で土地を占有・管理していくことの2つの面が明治以降の近代的土地所有制のなかでも存在してきたのである。従って、個人的な生活の場である宅地や農地を占有して経営しているが、それらは、利永の方限のなかに包含され、固定資産の税金も利永方限の村として納めるという方法をとってきたのである。

村のなかには、名義の面においても個人の所有地と方限、惣代名の所有地を個人が利用している土地と2つの形態がある。方限や惣代名の土地が村のなかに多数存在するのは、村のもっている相互扶助機能的側面もある。

とくに、居住地域内での方限名、惣代名の土地は利永村の住民であれば生活の場を与えてやろうとするものである。伝統的に出稼ぎや長期の船乗りが多かった利永にとって、いつでも帰ってきて生活できる場を村として保障していたという慣行でもある。

農業経営の規模の拡大は方限の開墾によって伝統的にしてきたものであるが、戦後になって一層に村の領域以外に土地を拡大していくのである。大山村との土地の領域問題では、利永村の農民が大山の土地を買って農業経営をするということが大きな問題になっていたのである。

利永地区の地域づくりの活動や子育て・教育活動については、既に「村落の生活構造と小学校」(鹿児島大学教育学部教育実践センター紀要第3巻)についてのべているので参照。利永地区は、教育の関心は伝統的に強く、1876年に小学校を開設している。旧庄屋所を校舎にあてている。まもなく新築の校舎60坪を村人の力によって建設している。そして、1896年に補習科を設置し、1905年に高等科設置、1912年校舎新築155坪など、早くから学校教育に力を入れていた地域である。村の共同活動のひとつに学校施設の充実が明治の近代以降の利永地区の大きな課題であった。地域共同体にとって学校は大きな精神的な支えになっていたのである。

ま と め

山川町の自治公民館は、大字や方限を単位にした区会で活動していることが本稿では示された。農業センサスでみる集落カードの地域を単位にして地域活動のまとめでないことが山川町では明らかになった。農業センサスの集落は、便宜的につくられたものであり、区会のひとつの実行組織の機能的な下請け的な役割をもっているものであり、独自に区会から別に自治的に権限をもって活動しているものではない。区会は共有財産をもち、共同の労働慣行、地域の管理運営を行っていく組織でもある。

また、区会の公民館組織は行政の末端的機能をもっている。区の公民館長は、行政の補助金を受け入れたり、行政の調査の仕事をしたり、行政の連絡事務をしたり、税金・年金の徴収をしたりしている。農林行政などの補助金も区を単位にして行っている。農業振興の地域づくりにおいて区の公民館は拠点施設になっている。行政の施策の浸透において、区の自治公民館は欠かせない地域組織である。区の公民館は独自予算をもち、職員を雇っているところが多い。区長は常勤していると

ころが多い。

山川町の区自治公民館は、地域住民の自治機能、相互扶助的組織の側面をもっているが、同時に行政の末端的機能の2面をもっている。しかし、91年の地方自治法260条の地縁団体の法人化を認める法改正によって、新しい段階にきている。山川町においても岡見ヶ水の区が規約改正して自治会として法人の認可を受けているという新たな状況が生まれているのである。